

## 実地指導と監査の理念

### ○はじめに

#### ○事務移譲と尾三連携

- ・地域密着型サービス事業所指定指導業務……平成 18 年 4 月

##### \* 事務移譲

- ・居宅介護支援事業所指定指導業務……………平成 30 年 4 月

##### \* 尾三連携

平成 30 年 4 月から尾三地区 5 市町（豊明市・日進市・みよし市・長久手市・東郷町）が連携して指定指導事務を統一的に実施している。

### ○指導

#### \* 集団指導

- ・制度管理の適正化を図るため、介護サービス事業者等に対し、介護サービス種別、指導内容別など様々な実施方法を工夫して集団指導の強化・充実を図る。
- ・制度理解に関する指導のほか、実地指導で把握された注意喚起が必要な事項や好事例等の紹介を行うなど、効果的な指導を行う。

#### \* 実地指導

実地指導については、政策上の重要な課題である「尊厳の保持」及び「高齢者虐待防止法の趣旨」、適正な介護報酬請求等を踏まえ、介護サービス事業者等の所在地において関係書類を基に、実地に指導を行う。

なお、実地指導の際に、著しい運営基準違反が認められ、利用者に生命の危険がある場合、又は請求報酬指導の際に不正が確認され、著しく悪質な請求と認められる場合には監査へ変更する。

#### ①運営指導

- ・高齢者虐待、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体的拘束のそれぞれの行為についての理解の促進、防止のための取組の促進について指導する。
- ・利用者毎のニーズに応じたケアプランの作成からケアプランに基づくサービスの提供、計画の見直しまでの一連のプロセスの重要性について理解を求めるためのヒアリングを行い、生活支援のためのアセスメントとケアプランの作成等が適切に行わ

れ、個別ケアの推進について指導する。

②報酬請求指導

各種加算等について、報酬基準に基づいた必要な体制が確保されているか、個別ケアプランに基づきサービスが提供されているか、他職種との協働によるサービス提供が実施されているかなど届け出た加算等に基づいた運営が適切に実施されているかをヒアリングし、請求の不適正な取り扱いについて是正を指導する。

○監査

①「監査」は、入手した各種情報（通報、苦情等）が人員、設備及び運営基準等の指定基準違反であると認められる場合、又はその疑いがある場合に行う。

②報告等

介護サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、又は事業者への立入検査を行うことができる。

③改善勧告（行政指導）

介護サービス事業者等に対し、期限を定めて基準等を遵守すべきことを勧告することができる（改善事項の報告徴収）。

④改善命令（行政処分）

改善勧告によっても正当な理由なく、勧告に係る措置を探らなかったときは、期限を定めてその勧告に係る措置を探るべきことを命じることができる。

また改善命令をした場合は、公示しなければならない。

⑤指定の効力の全部又は一部停止（行政処分）

指定の効力の停止については、多様な実施方法が考えられるが、実施上効果があるものとして標準的に考えられるのは以下の表のとおりである。

なお、現にサービスの提供を受けている利用者については、この指定の効力の停止の実施方法によって不利益とならないよう十分留意し、指定の効力の停止の実施に際しては十分な配慮が必要である。

\*サービスの種類と指定の効力の停止

区分	一部停止として標準的に想定されるもの
全サービス共通	新規利用者・入所者へのサービス提供に対する指定の効力の停止
通所・訪問サービス系	代替サービスを確保した上での一定期間に限った指定の効力の停止（全部停止）
居宅介護支援系	不適切なケアプランを作成しているケアマネジャーのみに対する指定の効力の停止

⑥指定の取消し（行政処分）

改善勧告・改善命令や指定の効力の停止の措置を行っても、是正されない場合で介護保険給付上、引き続き指定を行うことが制度上看過できない場合に行う。

なお、不正な手段により指定を受けた時や悪質な不正請求等の場合は、改善勧告、改善命令、指定の効力の停止等を経ることなく、指定の取消し処分を行うことも考えられる。

## 実地指導の実施状況について

### 1 介護保険事業所の実地指導実施状況について

サービス種類	全事業所数	実施数	実施率
居宅介護支援	5 9	1 1	18.6%
介護予防支援（地域包括）	1 2	2	16.7%
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	3	0	0.0%
地域密着型通所介護	2 9	1 5	51.7%
認知症対応型通所介護 (介護予防含む)	4	1	25.0%
小規模多機能型居宅介護 (介護予防含む)	5	1	20.0%
認知症対応型共同生活介護 (介護予防含む)	1 6	6	37.5%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	6	1	16.7%
合計	1 3 4	3 7	27.6%

## 全サービス共通事項

### 介護・個別サービス計画の作成、見直し、記録等に関すること

	実地指導時の状況	指導内容
	各種サービス計画書について、説明を受けた日など、その時に記載すべき事柄が印字されている。	各種サービス計画書について、説明を受けた日は印字することなく、利用者等に自書してもらうこと。
	明らかに被保険者に自書する能力がない場合であっても、契約書等の署名が本人によるものとなっている。	契約書等の署名者が本人以外の場合は、代理者が署名し、代理者の氏名、続柄及び代理の理由を記載すること。

### 運営基準に関すること

#### 運営規程・重要事項説明書・契約書等について

	実地指導時の状況	指導内容
○	運営規程、重要事項説明書及び契約書等について不適切な表現等がある。	運営規程、重要事項説明書及び契約書等について不適切な表現等があるのでは正すること。(詳細は別紙一覧のとおり。)
○	運営規程と重要事項説明書の内容に整合性がない。	運営規程と重要事項説明書の整合性を図ること。(交通費、営業日、営業時間、休業日、通常の事業の実施区域、利用者負担割合等)
	介護サービス情報公表システムの内容が実態と異なる。	介護サービス情報公表システムの記載内容と重要事項説明書等のそれに未整合な面が見受けられるので是正すること。
	個人情報の取扱について、同意書がない。	個人情報の取扱について利用者及び家族の同意書を徴すことなく介護保険業務等に情報提供されているので、適切な事務処理に努めること。

#### 事故報告書・ヒヤリハットについて

	実地指導時の状況	指導内容
○	事故報告書、ヒヤリハット報告書について、原因の究明及び再発防	原因及び再発防止策について適切に記録すること。

○がついている指摘事項は、件数が多く重要性の高い指摘事項

	止の考察を行った記録がない。	
○	事故報告書、ヒヤリハット報告書について、事業所内での供覧及び管理者までの決裁が行われていない。	事故報告書、ヒヤリハット報告書について未決裁であり、かつまた、職員間の情報共有が図られていないので是正すること。
	苦情処理について、苦情の原因について検証が行われていない。	苦情処理について、再発防止に係る検証が実施されていないので、適切な事務処理に努めること。

### その他

	実地指導時の状況	指導内容
	研修について、年間の研修計画が作成されていない。	研修について、年間の研修計画が策定されていない、又は定期的な研修がおこなわれていない、若しくは形式的なものとなっているので、是正に努めること。また、実施した研修については、記録を残すこと。
	運営推進会議を開催する頻度について、国の基準を満たしていない。また、その結果を公表していない。	運営推進会議について、国の定める頻度で開催し、その結果を適切に公表すること。
	掲示が必要な文書が掲示されていない。	掲示が必要な文書（運営規程の概要、重要事項説明書、職員の勤務体制表等）については、適切に掲示し誰もが確認できる状態にしておくこと。

### 人員基準に関すること

	実地指導時の状況	指導内容
	月間の勤務表が作成されておらず、タイムカード打刻機が故障している等、管理者が出退勤の管理を行っていない。	月間の勤務表が作成されておらず、出退勤の管理が不十分なので、速やかに是正すること。
○	法人の役員であることを理由に出退勤簿やタイムカードが作成されていない。	就業者が法人の役員であっても勤務実態の管理を適切に行うこと。

## 地域密着型通所介護

### 介護・個別サービス計画の作成、見直し、記録等に関すること

	実地指導時の状況	指導内容
	全ての利用者の通所介護計画が1月～3月になっている等、居宅介護計画と通所介護計画の期間が異なっている。	利用者の居宅介護計画期間を超える通所介護計画を作成している事例が散見されるので、適切な事務処理に努めること。
	通所介護計画における目標の欄が1つしかなく、居宅介護計画の内容を反映できていない。	通所介護計画書の様式について、居宅介護計画書の項目をすべて収めることができるものに改善すること。

### 介護報酬算定に関すること

	実地指導時の状況	指導内容
	個別機能訓練加算について、3月ごとに1回以上、居宅を訪問し訓練内容の見直し等をする事とされているが、当該期間を超える事例がある。	個別機能訓練加算について、3月ごとに1回以上、居宅を訪問し訓練内容の見直し等をする事とされているが、当該期間を超える事例が散見されるので、適切な事務処理に努めること。なお、居宅への訪問期間が3月を超えている事例については、個別機能訓練加算による報酬を返還すること。
	通所介護サービス提供前に通所介護計画書が作成されておらず、利用者の同意が取れていない。	通所介護計画については、サービス提供前に必ず作成し、同意を得た上でサービス提供すること。なお、実地調査において確認した事案については、通所介護計画に同意を得た日以降のサービスから報酬の請求を行うこと。

### 運営基準に関すること

	実地指導時の状況	指導内容
	運営規程、重要事項説明書、契約書について、提供するサービスが「通所介護」となっている。(平成28年4月1日以降、改正を行っていない。)	運営規程、重要事項説明書、契約書で「地域密着型通所介護」と記載すべきところを「通所介護」と記載しているので、是正すること。

	要支援者に対する通所介護サービスは「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行しているが、運営規程、重要事項説明書、契約書について「要支援者」、「予防給付」という言葉が残っている。	運営規程、重要事項説明書、契約書で「要支援者」、「予防給付」について記載しているので、是正すること。
○	運営規程等について、サービス提供時間が平成30年度報酬改定前の記載となっている。	運営規程等について、サービス提供時間が平成30年度報酬改定前の記載となっているので、是正すること。
	相談室について、間仕切りが不十分で相談内容が外に漏れる恐れがある。	相談室については、プライバシーの確保が出来るように改善すること。
	防災マニュアルが整備されていない。	適切な防災マニュアルを整備すること。
	災害訓練計画が立てられていない、又は防災訓練を実施した記録が残されていない。	災害訓練計画を立てたうえで訓練を実施し、その記録を残すこと。
	運営規程ではサービス提供日となっている時間帯に、地域サロンが実施されている。	利用者のいない時間帯に地域サロンが実施されているが、運営規程等では介護サービス提供日となっているので、是正すること。

#### 人員基準に関すること

実地指導時の状況	指導内容
生活相談員について、休暇の取得により、不在となっている日がある。	生活相談員について、休暇などで不在の場合には、代替の人員を確保すること。
管理者が複数の事業所の職を兼務しており、事業所の業務実態を把握できていない。	管理者が、他業務に追われ、管理者の職責を全うしていないので、速やかに所要の措置を講ずること。
機能訓練指導員の勤務が週1日1時間のみとなっている。	機能訓練指導員の勤務形態について改善を検討すること。

## 認知症対応型共同生活介護

### 介護・個別サービス計画の作成、見直し、記録等に関すること

	実地指導時の状況	指導内容
	介護記録が身体機能的な面だけが記録されており、適切なアセスメントに繋がっていない。	介護記録は身体機能的な面だけでなく、日常生活上の活動についても記載し、アセスメントの結果を次月へつなげられるようにすること。

### 運営基準に関すること

	実地指導時の状況	指導内容
	運営規程等に規定している水道光熱費の算定根拠があいまいなままとなっている。	運営規程等に規定されている水道光熱費の妥当性について検討すること。
○	利用者の通院介助について、利用者から別途費用を徴収している。	通院介助費については利用者等から徴収しないこと。
	現在の施設サービス計画が終わる1ヶ月以上前に、次の施設サービス計画を作成し、利用者家族の承諾を得ている。	施設サービス計画書の作成日に矛盾が生じているものについて、是正すること。

### 人員基準に関すること

	実地指導時の状況	指導内容
	管理者が夜間勤務を頻繁に行っており、管理業務を充分に行われていない。	管理者の夜間勤務については、管理業務に支障を来たさない範囲内にすること。
	勤務表上で2つの共同生活住居にまたがって人員が配置されている。	共同生活住居ごとに人員の適切な配置及び確保に努めること。

## **地域密着型介護老人福祉施設**

### **運営基準に関すること**

	実地指導時の状況	指導内容
	運営規程等に規定している水道光熱費の算定根拠があいまいなままとなっている。	運営規程等に規定されている水道光熱費の妥当性について検討すること。

### **人員基準に関すること**

	実地指導時の状況	指導内容
	職員の勤務時間について、夜勤の退勤時間と早番の出勤時間が同時刻であり、引継ぎ時間が設けられていない。	職員の勤務時間について、引継ぎの時間（夜勤から早番）が設けられていないので、勤務体制の見直しを検討すること。

## 居宅介護支援

### 介護・個別サービス計画の作成、見直し、記録等に関すること

	実地指導時の状況	指導内容
○	居宅介護計画の長期目標と短期目標の関連性について	居宅介護計画において、長期目標と短期目標の関連性が未整理なまま設定されているものが見受けられたので、適切な事務処理に努めること。

### 運営基準に関すること

	実地指導時の状況	指導内容
○	重要事項説明書において同一法人の事業所一覧表が記載されている。	重要事項説明書において、同一法人の事業所一覧表が記載されており介護保険制度の趣旨に反する恐れがあるので、削除すること。
	重要事項説明書において「系列のサービス付き高齢者住宅に入居中に限り、要介護区分使用限度額を超えた居宅サービス費は無償で提供します。」とある。	重要事項説明書において「系列のサービス付き高齢者住宅に入居中に限り、要介護区分使用限度額を超えた居宅サービス費は無償で提供します。」と記載されているが、介護保険制度の趣旨に反するので、是正すること。
	利用者が入院する場合、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院に伝えるように求めることが国の運営基準に定められたが、その旨を重要事項説明書に記載されていない。	平成30年度報酬改定の規定(運営基準第4条第3項)を重要事項説明書に追記すること。

## 介護予防支援

### 介護・個別サービス計画の作成、見直し、記録等に関すること

	実地指導時の状況	指導内容
	担当職員が利用者の居宅を訪問したことは分かる（利用表に署名がある）が、モニタリングとしての記録が充分にされていない。	モニタリング等の記録が取られていなかったので、適切に記録を残し管理すること。

### 運営基準に関すること

	実地指導時の状況	指導内容
	利用者は複数の介護予防サービス業者等を紹介するよう求めることができること等の説明、必要に応じて利用者の心身の情報等を主治の医師などに提供する旨を重要事項説明書に記載されていない。	平成30年度報酬改定の規定（第4条第2項及び第3項、第30条第14号の2）を追加すること

## 別紙一覧

### ■ 運営規程・重要事項説明書・契約書等について

- ・ 契約書等において、事業者と事業所が混合して規定されており、矛盾が生じているので、速やかに見直すこと。
- ・ サービス負担について、3割負担を含めた記載に改めること。

#### 【例】

事業所が提供するサービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領の場合は、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

- ・ 運営規程等について、介護保険サービスと総合事業サービスの差異がわかるよう明確な表現に改めること。
- ・ 改正後の地域単価に修正すること。
- ・ 書類の保存期間については、愛知県の基準により5年間とされているので修正すること。

### ■ 運営規程について

- ・ 地域密着型事業所は、基本的に市（町）内の被保険者しか利用できないので、通常の実施地域は施設が所在する市（町）とすること。
- ・ 運営規程について、契約期間を認定の有効期間としているものが見受けられるが、契約の始期は契約日からとすること。
- ・ 運営規程の改正附則については、「適用する」と「施行する」を適切に使い分けること。

#### 【例1】

##### 附則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

#### 【例2】

##### 附則

この規程は、平成 年 月 日から施行し、平成 年 月 日から適用する。

## ■ 重要事項説明書について

- ・ 苦情相談窓口に保険者市町村も入れること。

愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室 052-971-4165  
豊明市 健康長寿課 0562-92-1261  
日進市 介護福祉課 0561-73-1495  
長久手市 長寿課 0561-56-0613  
みよし市 長寿介護課 0561-32-8009  
東郷町 長寿介護課 0561-56-0735

- ・ 重要事項説明書について、同一法人の事業所一覧表が記載されており介護保険制度の趣旨に反する恐れがあるので、削除すること。

## ■ 契約書について

- ・ 契約書において、ケアプラン作成前にもかかわらず「居宅介護サービス計画に従った内容であることを確認しました。」という文言が盛り込まれており、不適切なので、速やかに是正すること。
- ・ 契約の始期と終期について、一定の期間（例：6ヶ月、1年）や要介護（支援）認定期間とするのではなく、具体的な日付を記載すること。

### 【例】

この契約の期間は、

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで  
とします。

ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

- ・ 解除規定について、利用者からの申し出による解約の場合の事前予告期間を不当に長期になっているものが見受けられるので適切な期間設定をすること。なお、日本弁護士連合会のモデル案では、3日となっている。

### 【例】

甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、3日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

- 支給限度額を超えた場合のサービスについて記載があるが、介護サービスの契約書には相応しくないので、是正すること。

#### ■ 個人情報の同意について

- 個人情報を第三者に提供する場合について、記載を改めること。

##### 【例】

個人情報を第三者に提供する目的

1 介護サービス提供のため必要な場合

(ケアプランの作成、サービス提供担当者会議、医療機関等との連携)

2 介護保険事務遂行のため必要な場合

(審査支払機関への請求、明細書提出及び行政機関等からの照会の回答等)

3 生命、身体の保護のため必要な場合

(災害時における安否確認情報の行政への提供、損害賠償保険等にかかる保険会社等への連絡)

## 高齢者虐待

### 「高山の介護施設元職員逮捕 91歳入所者に傷害容疑」

(『中日新聞』、2019年2月4日)

岐阜県高山市に介護老人保健施設で2017年7~8月、入所者の80~90代男女5人が相次いで死傷した問題で、高山署特別捜査本部は3日、うち一人に対する傷害の疑いで、施設元職員を逮捕した。逮捕容疑では、17年8月15日午後2時12分ごろ、入所者の胸の辺りに何らかの暴行を加え、肋骨骨折や、それに伴う外傷性血気胸など2カ月のけがを負わせたとされる。入所者は病院に搬送された後、同年10月3日に自宅で死亡した。県警の司法解剖の結果、死因は老衰だった。

県警は容疑者の認否や暴行の詳細について「今後の捜査の支障がある」として明らかにしていない。

### 「介護施設の80歳女性が眼球破裂 職員を傷害容疑で逮捕」

(『朝日新聞』、2019年1月8日)

介護施設に入所する女性(80)を殴って重傷を負わせたとして、大阪府警は8日、施設職員を傷害の疑いで逮捕し、発表した。「おむつ交換の際に抵抗され、かつとなって拳を出したら左目に当たった」と供述しているという。

介護老人保健施設の入所者。容疑者は昨年12月26日午後11時ごろ、女性の顔を殴り、左眼球破裂の重傷を負わせた疑いがある。

当直の看護師が同27日未明に119番通報。同28日には女性の家族が署に「施設で虐待を受けた」と被害を申告し、発覚した。施設には約90人が入所しているという。

### 「入居者に暴行で行政処分 仙台の介護施設、被害6人」

(『産経新聞』、2018年12月26日)

仙台市宮城野区の介護施設で職員が入居者を殴り骨折などを負わせたとして、市は26日、介護施設(グループホーム)を来年1月1日から3カ月間、新規利用者の受け入れ停止の行政処分にした。市の調査で入居者6人に暴行していたことが判明した。

市などによると、同施設職員=傷害罪で公判中=は今年8~9月、入居者の80~90代の男女6人に対し、殴るなどの暴行を加えた。うち3人は肋骨が折れていた。

## ○高齢者虐待とは

高齢者虐待とは、65歳以上の高齢者に対する、養護者（現に養護する者）及び養介護施設従事者等による虐待行為をいう。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」（平成17年法律第124号）では、虐待を受けたと思われる高齢者の生命や身体に重大な危険が生じている場合、発見者に市町村等への通報を義務付けたほか、高齢者の福祉に業務上及び職務上関係のある者は、高齢者虐待の早期発見に努めることとされている。

なお、同法には身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5種類の虐待が挙げられている。

## ○虐待の種類

虐待の種類	行為（例）
身体的虐待	暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や外部と接触させないような行為 (例) 平手打ち、殴る・蹴る・身体拘束 など
ネグレクト（介護・世話の放棄・放任）	介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させるような行為 (例) 入浴させない、食事を十分与えない、劣悪な住環境 など
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的な苦痛を与えるような行為 (例) 怒鳴る、ののしる、侮辱をこめて子どものように扱う、無視する など
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をしたり、高齢者にわいせつな行為させること (例) 懲罰的に下半身を裸にして放置する など
経済的虐待	財産や金銭の無断使用や本人が望む金銭の使用を理由なく制限するような行為 (例) 日常生活に必要な金銭を渡さない、財産を無断で売却する、口座を作り替える、金銭管理者が預り金を使い込む など

○養護者による高齢者虐待相談・通報件数及び虐待判断事例件数（愛知県）

	相談・通報件数	虐待判断事例件数
平成 28 年度	1,449 件	971 件
平成 27 年度	1,303 件	919 件

○被虐待者（介護保険認定済）の認知症高齢者日常生活自立度（平成 28 年度）

自立・自立度 I	28.9%
自立度 II 以上	67.1%
不明	4.0%

○養介護施設従事者等による高齢者虐待件数（平成 28 年度 愛知県）

虐待のあった事業所

特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム	通所介護等	その他	合計
10 件	5 件	7 件	5 件	1 件	1 件	29 件

虐待の種別・類型

身体的虐待	ネグレクト（介護放棄）	心理的虐待	性的虐待	合計
22 件	4 件	18 件	1 件	45 件

○養介護施設従事者等による虐待の発生要因（複数回答）

内容	件数（割合）
教育・知識・介護技術等に関する問題	246 件 (65.6%)
職員のストレスや感情コントロールの問題	101 件 (26.9%)
虐待を行った職員の性格や資質の問題	38 件 (10.1%)
倫理感や理念の欠如	29 件 (7.7%)
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	29 件 (7.7%)
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22 件 (5.9%)
その他	8 件 (2.1%)

（出典：「平成 28 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）報告書」、『高齢者虐待の要因分析及び調査結果の継続的な活用・還元方法の確立に関する調査研究事業報告書』）

## ○身体拘束と高齢者虐待

身体拘束が許容されるのは、家族あるいは成年後見人が同意したからではなく、利用者等の「生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合」という客観的な要件が満たされた場合である。  
(ただし、本人や家族、成年後見人に対する説明とその確認は必要)

厚生労働省令（指定基準）の定める例外要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たさない身体拘束は、「職務上の義務を著しく怠ること（ネグレクト）」に該当すると解する。さらに、外傷を生じさせるおそれのある形態での身体拘束は、身体的虐待にも該当すると解する。

### 介護保険指定基準の身体拘束禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない」

### <三つの要件をすべて満たすことが必要>

◆切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

◆非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

◆一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※3つの要件をすべて満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等のチームで検討、確認し記録しておく

# 平成30年度介護報酬改定における 各サービス毎の改定事項について

社保審一介護給付費分科会	
第158回 (H30.1.26)	参考資料 1

本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、算定要件等は主なものをお掲載しています。  
詳細については、関連の告示等を御確認ください。

## 2. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②オペレーターに係る基準の見直し

### 概要

- ア 日中（8時から18時）と夜間・早朝（18時から8時）におけるコール件数等の状況に大きな差は見られないことを踏まえ、日中についても、  
・ 利用者へのサービス提供に支障がない場合には、オペレーターと「随時訪問サービスを行う訪問介護員」及び指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所以外の「同一敷地内の事業所の職員」の兼務を認めることとする。  
・ 夜間・早朝と同様の事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集約を認めることとする。
- 【省令改正】

- ただし、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、  
・ ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、  
・ 適切なコール対応ができる場合に備えて、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時に対応できる  
体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合を言うこととする。

イ オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更することとする。なお、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き「3年以上」の経験を必要とすることとする。【省令改正】

<参考：オペレーターに求められる資格要件（現行）>  
看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員、サービス提供責任者として  
3年以上従事した経験を持つ者

## 2. 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 ③介護・医療連携推進会議の開催方法・頻度の緩和

### 概要

- 介護・医療連携推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、開催方法や開催頻度について以下の見直しを行う。【通知改正】

ア 現在認められない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認める。

- i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
- iii 合同して開催する回数が、1年に開催すべき介護・医療連携推進会議の開催回数の半数を超えないこと。
- iv 外部評価を行う介護・医療連携推進会議や運営推進会議は、単独開催で行うこと。

イ 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の介護・医療連携推進会議の開催頻度について、他の宿泊を伴わないサービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）に合わせて、年4回から年2回とする。【省令改正】

## 2. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑤地域へのサービス提供の推進

### 概要

- 一部の事業所において、利用者の全てが同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住しているような実態があることを踏まえ、定期巡回・随時巡回・定期訪問介護看護事業者は、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確化する。【省令改正】

## 2. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑥ターミナルケアの充実

### 概要

- 看取り期における本人・家族との十分な話し合いや訪問看護と他の介護関係者との連携を更に充実させる観点から、「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを明示することとする。【通知改正】

### 算定要件等

- ターミナルケア加算の要件として、下の内容等を通知に記載する。
  - ・「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者との連携の上、対応すること。
  - ・ターミナルケアの実施にあたっては、住宅介護支援事業者等と十分な連携を図るよう努めること。

## 8. 通所介護・地域密着型通所介護

## 8. 通所介護・地域密着型通所介護 ③機能訓練指導員の確保の促進

### 概要

- 機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。個別機能訓練加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

### 算定要件等

- 一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

## 8. 地域密着型通所介護 ⑦運営推進会議の開催方法の緩和

### 概要

- 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められていない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることとする。【通知改正】
  - i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
  - ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。

## 8. 通所介護・地域密着型通所介護 ⑧設備に係る共用の明確化

### 概要

- 通所介護と訪問介護が併設されている場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、
  - ・ 基準上両方のサービスに規定がある事務室については、共用が可能
  - ・ 基準上規定がない玄関、廊下、階段などの設備についても、共用が可能であることを明確にすること。
- その際、併設サービスが訪問介護である場合に限らず、共用が認められない場合を除き、共用が可能であることを明確にすることとする。【通知改正】

## 10. 認知症対応型通所介護

## 10. 認知症対応型通所介護

### ②機能訓練指導員の確保の促進

#### 概要

※介護予防認知症対応型通所介護を含む

- 機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。個別機能訓練加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

#### 算定要件等

- 一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

## 10. 認知症対応型通所介護 ⑤共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し

### 概要

- 共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たり12人以下」に見直すこととする。【省令改正】

## 10. 認知症対応型通所介護 ⑥運営推進会議の開催方法の緩和

### 概要

※介護予防認知症対応型通所介護を含む

- 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められていない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることとする。【通知改正】
  - i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
  - ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。

## 10. 認知症対応型通所介護 ⑦設備に係る共用の明確化

### 概要

※介護予防認知症対応型通所介護を含む

- 認知症対応型通所介護と訪問介護が併設されている場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、
  - ・ 基準上両方のサービスに規定がある事務室については、共用が可能
  - ・ 基準上規定がない玄関、廊下、階段などの設備についても、共用が可能であることを明確にすること。
- その際、併設サービスが訪問介護である場合に限らず、共用が認められない場合を除き、共用が可能であることを明確にすることとする。【通知改正】

## 14. 小規模多機能型住宅介護

## 14. 小規模多機能型居宅介護

### ④運営推進会議の開催方法の緩和

#### 概要

※介護予防小規模多機能型居宅介護を含む

- 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることとする。【通知改正】
  - i 利用者及び利用者家族にについては匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
  - ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
  - iii 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。
  - iv 外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。

## 14. 小規模多機能型居宅介護

### ⑤代表者交代時の開設者研修の取扱い

#### 概要

※介護予防小規模多機能型居宅介護を含む

- 小規模多機能型居宅介護事業者の代表者（社長・理事長等）については、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了している者であることが必要であるが、代表者交代時に研修が開催が開催されず、研修を受講できずには代表者に就任できないケースがあることから、代表交代時においては、半年後又は次回研修日程のいづれか早い日までに修了すれば良いこととする。  
一方で、新規に事業者が事業を開始する場合については、事前の準備期間があり、代表交代時のような支障があるわけではないため、代表者としての資質を確保する観点から、原則どおり、新規指定時において研修を修了していることを求めることとする。【通知改正】

## 17. 居宅介護支援

## 17. 居宅介護支援 ①医療と介護の連携の強化（入院時情報連携加算の見直し）

### 概要

\* i) は介護予防支援を含み、ii 及びiii) は介護予防支援を含まない

- ア 入院時ににおける医療機関との連携促進  
　　入院時ににおける医療機関との連携を促進する観点から、以下の見直しを行う。
- i 居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務づける。【省令改正】
- ii 入院時情報連携加算について、入院後3日以内の情報提供を新たに評価するとともに、情報提供の方法による差は設けないこととする。  
　　より効果的な連携となるよう、入院時に医療機関が求める利用者情報の情報を様式例として示すこととする。  
【通知改正】

### 単位数

#### 【ii)について】

<改定後>

入院時情報連携加算(Ⅰ)	200単位／月	⇒	入院時情報連携加算(Ⅰ)	200単位／月
入院時情報連携加算(Ⅱ)	100単位／月	⇒	入院時情報連携加算(Ⅱ)	100単位／月

### 算定要件等

#### 【ii)について】

<現行>

#### 入院時情報連携加算(Ⅰ)

・入院後7日以内に医療機関を訪問して情報提供

#### 入院時情報連携加算(Ⅱ)

・入院後7日以内に訪問以外の方法で情報提供

\*(Ⅰ)(Ⅱ)の同時算定不可

<改定後>

#### 入院時情報連携加算(Ⅰ)

・入院後3日以内に情報提供（提供方法は問わない）

#### 入院時情報連携加算(Ⅱ)

・入院後7日以内に情報提供（提供方法は問わない）

\*(Ⅰ)(Ⅱ)の同時算定不可

## 17. 老介護支援 ①医療と介護の連携の強化（特定事業所加算の見直し）

概要	※ウは介護予防支援を含み、エは介護予防支援は含まれない
ウ 平時からの医療機関との連携促進	i 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求める こととされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付することを義務づける。【省令改正】
ii 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行うことを義務づける。【省令改正】	エ 医療機関等との総合的な連携の促進 特定事業所加算について、医療機関等と総合的に連携する事業所を更に評価する。（平成31年度から施行）
単位数	○エについて <現行> なし
<改定後>	⇒ 特定事業所加算(IV) 125単位／月（新設）
算定要件等	○エについて ○特定事業所加算(I)～(III)のいずれかを取得し、かつ、退院・退所加算の算定に係る医療機関等との連携を年間35回以上行うとともに、ターミナルケアマネジメント加算（新設：次頁参照）を年間5回以上算定している事業所

## 17. 居宅介護支援 ②末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメント

### 概要 ※介護予防支援は含まない

ケアマネジメントプロセスの簡素化  
著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治の医師等の助言を得ることを前提として、  
サービス担当者会議の招集を不要とすること等によりケアマネジメントプロセスを簡素化する。【省令改正】

頻回な利用者の状態変化等の把握等に対する評価の創設  
末期の悪性腫瘍の利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合を新たに評価する。

単位数
○イについて <現行> なし ⇒　　<改定後> ターミナルケアマネジメント加算　400単位／月（新設）

算定要件等
○算定要件 ・24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備 ・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施 ・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供

## 17. 居宅介護支援 ③質の高いケアマネジメントの推進

概要	※介護予防支援は含まない
ア 管理者要件の見直し 居宅介護支援事業所における人材育成の取組を促進するため、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とする。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】	イ 地域における人材育成を行う事業者に対する評価 特定事業所加算について、他法人が運営する居宅介護支援事業所への支援を行う事業所など、地域のケアマネジメント機能を向上させる取組を評価することとする。
単位数	
○イについて	<現行> <改定後> 特定事業所加算(Ⅰ) 500単位／月 ⇒ 変更なし 特定事業所加算(Ⅱ) 400単位／月 ⇒ 変更なし 特定事業所加算(Ⅲ) 300単位／月 ⇒ 変更なし
算定要件等	<イについて> ○特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)共通 ・ 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等の実施を要件に追加する。 ○特定事業所加算(Ⅱ)(Ⅲ) ・ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加を要件に追加する。(現行は(Ⅰ)のみ)

## 17. 居宅介護支援 ④公正中立なケアマネジメントの確保（契約時の説明等）

概要	※一部を除き介護予防支援を含む
ア 契約時の説明等 利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることを説明することを義務づけ、これらに違反した場合は報酬を減額する。	なお、例えば、集合住宅居住者において、特定の事業者のサービス利用が入居条件とされ、利用者の意思、アセスメント等を勘案せずに、利用者にとって適切なケアプランの作成があらかじめ実態がない場合があるとの指摘も踏まえ、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の居宅サービス事業所のみをケアプランに位置付けることは適切ではないことを明確化する。【通知改正】
単位数 運営基準減算	<現行> <改定後> 所定単位数の50／100に相当する単位数 ⇒ 変更なし
算定要件等	○ 以下の要件を追加する。 利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 複数の事業所の紹介を求めることが可能であること</li><li>・ 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることの説明を行わなかつた場合。</li></ul>

## 17. 居宅介護支援 ⑤訪問回数の多い利用者への対応

### 概要

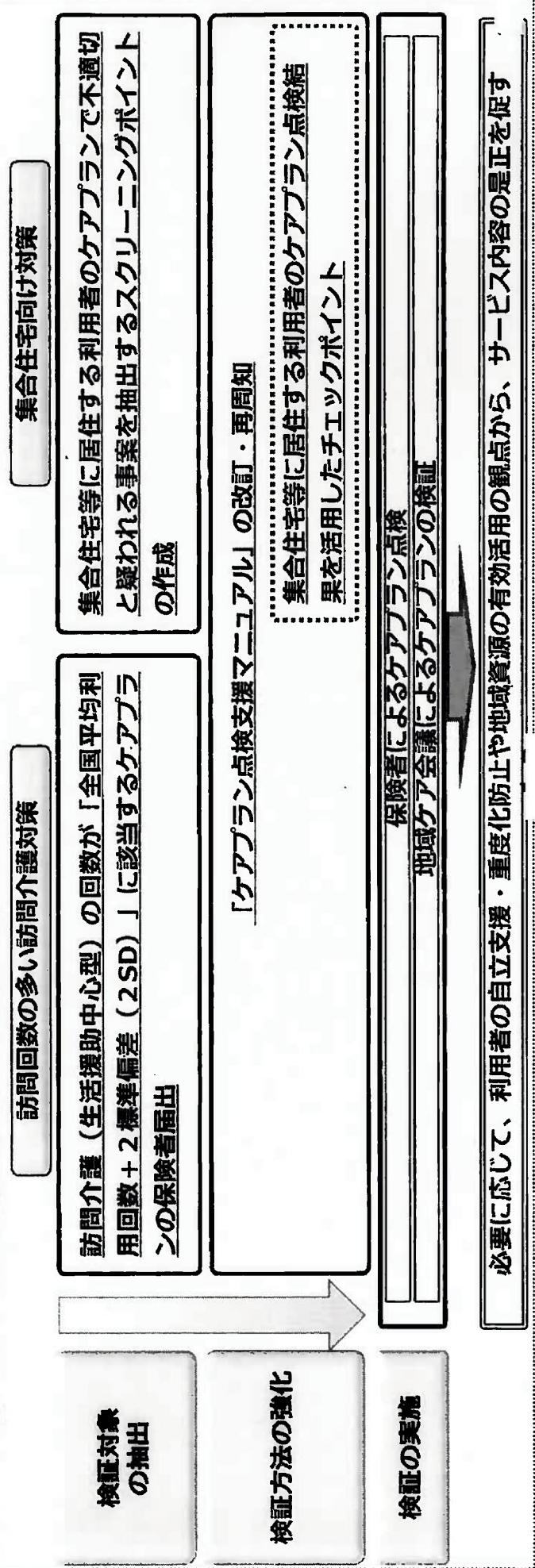
※介護予防支援は含まない

ア 訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことを適当であり、ケアマネジャーが、統計的に見て通常のケアプランよりもかけ離れた回数（※）の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出ることとする。  
【省令改正】

（※）「全国平均利用回数 + 2 標準偏差」を基準として平成30年4月に国が定め、6ヶ月の周知期間を設けて10月から施行することとする。

イ 地域ケア会議の機能として、届け出られたケアプランの検証を位置付け、市町村は地域ケア会議の開催等により、届け出られたケアプランの検証を行うこととする。また市町村は、必要に応じ、ケアマネジャーに対し、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、サービス内容の是正を促す。  
【省令改正】

### 【イメージ】ケアプランの適正化に向けた対策の強化



## 19. 認知症対応型共同生活介護

## 19. 認知症対応型共同生活介護 ⑦身体的拘束等の適正化

概要	※介護予防認認症対応型共同生活介護を含む
○	身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、身体拘束廃止未実施減算を創設する。
単位数	
<現行>	<改定後>
なし	⇒ 身体拘束廃止未実施減算 10%／日減算（新設）
算定要件等	
○	身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。 ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。（※） ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 ※ 認知症対応型共同生活介護においては、運営推進会議を活用することとする。

## 19. 認知症対応型共同生活介護 ⑧運営推進会議の開催方法の緩和

### 概要

- 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることとする。【通知改正】
  - i 利用者及び利用者家族にについては匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
  - ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
  - iii 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。

## 19. 認知症対応型共同生活介護 ⑨代表者交代時の開設者研修の取扱い

### 概要

- 認知症対応型共同生活介護の代表者（社長・理事長等）については、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了している者であることが必要であるが、代表者交代時に研修が開催されおらず、研修を受講できずには次回研修日程のいづれか早い日までに修了すれば良いこととする。  
一方で、新規に事業者が事業を開始する場合には、事前の準備期間があり、代表交代時のような支障があるわけではないため、原則どおり、新規指定時ににおいて研修を修了していることを求めることとする。【通知改正】

## 20. 介護老人福祉施設・地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

## 20. 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### ③機能訓練指導員の確保の促進

#### 概要

- 機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。個別機能訓練加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。  
※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

#### 算定要件等

- 一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

## 20. 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### ⑬身体的拘束等の適正化

概要	○ 身体拘束廃止未実施減算について、運営基準と減算幅を見直す。		
単位数	<現行> 身体拘束未実施減算 5 単位／日減算 ⇒ 10%／日減算 <改定後>		
算定要件等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 身体的拘束等を行う場合には、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</li><li>・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。 (※)</li><li>・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</li><li>・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</li></ul></li><li>(※) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護においては、運営推進会議を活用することとする。</li></ul>		

## 20. 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (14)運営推進会議の開催方法の緩和（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ）

### 概要

- 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められていない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることがあります。【通知改正】
  - i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
  - ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
  - iii 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。

## ○書類の簡素化について

平成30年10月1日より施行。

具体的な項目と、各対象サービスは以下の通り（地域密着型と居宅介護支援に限る）。

	削除項目	簡素化対象サービス
1	申請者又は開設者の定款、寄附行為等	全サービス
2	役員の氏名、生年月日及び住所	全サービス
3	当該申請に係る事業に係る資産の状況	全サービス
4	事業所の管理者の経歴	認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 <u>を除く各サービス</u>
5	当該申請に係る事業に係る各介護サービス事業費の請求に関する事項（※）	全サービス

※指定申請の際には、必要とならない書類だが、報酬請求を行う際に必要となるため、従来通り指定申請の際に同時に提出していただくのが望ましい。

## ○写真の添付について

「事業所の平面図」「建物の構造概要・平面図、設備の概要」を記載した書類等に付随して、「写真の添付」を求める場合

⇒指定の設備基準として規定されている事項を確認するためのものに限り、添付を求める。

○従業員の変更に係る届け出の特例について

「変更事由が職員の採用、退職などの異動のみの場合の特例」について

尾三地区介護保険指定・指導事務所では、変更事由が職員の採用、退職などの異動のみの場合、変更に係る届け出について、愛知県と同様の取り扱いとすることとする。

愛知県は変更事由が職員の採用、退職などの異動のみの場合、変更に係る届け出について、一定の条件に適合するときは、その都度届け出るのではなく、毎年6月1日時点の内容を同月末（6月末）までに届け出ることとしている。

⇒尾三地区管内では、具体的に以下の取り扱いとする。

《一定の条件とは》

- 1 加算算定のための体制に影響のこと。
- 2 次の職種でないこと。
  - ・管理者（全サービス）
  - ・介護支援専門員（全サービス）
  - ・サービス提供責任者（介護予防訪問介護相当サービス）
  - ・計画作成担当者（地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護）

※上記の職種の場合、変更後10日以内で届出が必要となります。
- 3 昨年6月1日の届出以降、市（町）へ変更届出をしていないこと（従業員の変更外の届出事由なし）。
- 4 人員基準に適合していることを事業所が自主点検していること。
- 5 運営規程の従業員の数を適切に管理していること。

- ・職種ごとの人数や常勤・非常勤、兼務関係の変更がなく運営規程が変わらない場合、変更届は不要となります。
- ・なお、従業員の変更以外の届出事由（定員の変更、営業時間の変更等）により、市（町）に変更届を届出する場合は、その時点の従業者の人員を運営規程に記載し提出すれば、変更年月日以降初めての6月1日の届け出は不要になります。
- ・ただし、届出不要となった6月1日以降、変更届出がない場合は、翌年の6月1日の届け出は必要となります。

例：平成31年6月と12月に従業者の人員について届出を行った場合

